



■「50人の壁」とメンタルヘルス不調者の増加 ～帝国データバンクの調査結果から

◆「50人の壁」とは

「50人の壁」とは、社員数が50人を超えると発生する経営課題のことを指しています。マネジメントを行うために社長のほか複数の管理職が必要となり、人事制度も複雑化するので管理レベルも高まるタイミングです。また、社員数が増えることで、情報共有や意思疎通が難しくなるため、組織内のコミュニケーションの質が低下するともされています。

この50人の壁と符合するように、メンタルヘルス不調者の割合が高まってくるようです。

◆メンタルヘルス不調者がいる企業は社員数50人超で大きく増加

帝国データバンクが行った「健康経営への取り組みに対する企業の意識調査」では、過去1年間で「過重労働時間となる労働者」や「メンタルヘルスが不調となる労働者」がいるかどうかを尋ねたところ、次のような結果が出ています。この調査の有効回答企業数は1万1,039社ですので、わが国での一般的な傾向と考えられます。

＜社員数とメンタルヘルス不調者がいる割合（％）＞

- ・ 5人以下 …………… 5.0%
- ・ 6人～20人 …………… 10.8%
- ・ 21人～50人 …………… 19.5%
- ・ 51人～100人 …… 31.6%★
- ・ 101人～300人 …… 45.5%
- ・ 301人～1,000人 …… 59.0%
- ・ 1,000人超 …………… 62.0%

（全体集計では、21.0％〔5社に1社〕が「いる」と回答）

このように、規模が大きな会社ほど割合が高まっており、50人を超えたところで全体での数値を超えている状況がわかります。会社が大きく成長するほど、人事労務管理の重要性も高まってきます。メンタルヘルス不調を防止するためには、定期健康診断の確実な実施、職場の喫煙対策、労働時間管理や仕事の進め方の見直しなどによる労働密度の適正化などが重要ですので、今一度、自社の状況を見直してみましよう。

【帝国データバンク「健康経営への取り組みに対する企業の意識調査」】

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p231011.pdf>

Harmony通信 2023.12

#発行：2023年12月10日

#編集・構成：合同会社Melody



合同会社Harmony

Harmony社会保険労務士法人



Harmony司法書士行政書士事務所

クラッセ上杉ビル4F

URL：<https://www.harmony-office.com/>

☎ TEL:022-796-9231 ☎ FAX: 022-796-9232



TOPICS

■12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省は、毎年12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進する為、集中的な広報・啓発活動を実施しています。ハラスメントとは、相手の意に反した言動により相手に不快を与える嫌がらせ行為をいいます。

職場のハラスメントは、企業にとっても職場秩序の乱れや貴重な人材の損失、社会的評価にも悪影響を与えるなど大きな問題となりかねません。また、職場内でのハラスメントだけでなく、就職活動中の学生などの求職者やインターンシップ、教育実習生などへのハラスメントなどにも積極的に取り組むことが望まれます。

◆職場のパワーハラスメントとは

令和4年4月から、パワハラ防止措置がすべての企業で義務化されました。職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素をすべて満たすものをいいます。

◆職場のセクシュアルハラスメントとは

職場におけるセクシュアルハラスメントとは、「職場」において行われる「労働者」の意に反する「性的な言動」により、労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることをいいます。「職場」とは、労働者が通常働いているところはもちろん、出張先や実質的に職務の延長と考えられるような宴会なども職場に該当します。また、「労働者」とは、正社員だけではなく、契約社員、パートタイム労働者など、契約期間や労働時間にかかわらず、事業主が雇用するすべての労働者をいいます。

12月は忘年会のシーズンでもあります、飲み会が職場と見なされるケースもあります。

日頃から自らの言動に注意するとともに、上司・管理職の立場の方は、部下の言動にも気を配り、セクシュアルハラスメントの背景となり得る言動についても配慮することが大切です。

職場における各種ハラスメント防止対策の実施や相談窓口の設置など、社内での体制づくりを行い、明るい職場環境づくりに取り組みましよう。

【厚生労働省「あかるい職場応援団」】

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

年末年始休業のお知らせ

12月29日（金）～1月4日（木）まで休業いたします。休業中のお問い合わせなどは、1月5日（金）以降に順次対応させていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。